

## 寄附金等取扱規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益財団法人国立京都国際会館（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (寄附金の種類)

第2条 この規則において、寄附金の種類は、当該各号に定めるとおりとする。

- ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金 広く一般社会に用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規則における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### (一般寄附金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄附金を募集することができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の2分の1以上を公益財団法人国立京都国際会館定款（以下「定款」という。）第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

### (特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集対象、募集理由及び次項に規定する用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の3分の1以下でなければならない。

### (募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、この法人のホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の交付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に交付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の定款第4条に関連する寄附金である旨及び寄付金額並びにその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他の必要な事項を記載する報告書をこの法人のホームページ上で公開するものとする。ただし、寄附者から要望があれば報告書を交付することで、この法人のホームページ上での公開に代えることができる。

2 この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書をこの法人のホームページ上で公開するものとする。ただし、寄附者から要望があれば報告書を交付することで、この法人のホームページ上での公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 この法人は個人又は団体から特別寄附金を受領することができる。この場合、遅滞なく受領書を発行するものとする。

2 寄附者が下記各号の一に該当する場合若しくは該当するおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をもたらす結果となる場合
- ③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担を生じる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所に備置き閲覧に供するものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもってその保護に努めるものとする。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規定は、平成23年5月30日から施行する。

(平成23年5月30日理事会議決)